

2026年6月19日

保護者各位
関係各位

聖パウロ学園高等学校
校長 小島 綾子

カスタマーハラスメント防止のお願い

日頃より、本校の教育に対し、温かいご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。本校では、教職員がご家庭と協力し、安心安全な教育環境を提供することに日々努めております。この度、東京都が「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」（以下では、単に「条例」といいます）を施行したことを受けまして、条例に則り「カスタマーハラスメント防止のお願い」を作成いたしました。保護者のみなさま、ご関係のみなさまには、以下の点をご理解いただき、今後ともご協力をお願い申し上げます。

カスタマーハラスメントとは、「顧客等から就業者に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、就業環境を害するもの」を指します（条例2条第5号）。

以下のような事例はカスタマーハラスメントに該当する可能性がございます。

1, 不合理な要求

- ・教育内容や学校方針に反する要求

正当な理由なく、学校の方針や教育課程と反する内容の要求を行う。

- ・過度な特別対応の要求

一部の生徒（自分の子ども）だけに特別な対応を求める。 など

2, 威圧的・攻撃的な言動

- ・言葉の暴力や威嚇

教職員に対する怒鳴り声や侮辱的な発言を通じた心理的圧迫をする。

- ・有形力の誇示

にらみつける、極端に近づくなど、身体を使って威圧する。あるいは物を叩いて脅迫的な態度を示す。 など

3, 長時間の拘束や過度な連絡

- ・業務時間外の対応の要求

業務時間外の対応を不合理に要求する。夜間や早朝でのメール（チャット）の返答を強要する。

- ・頻繁で執拗な連絡

正当な理由なく、長時間の電話や執拗な連絡を行うことにより、教職員を拘束する。

など

4. 謝罪を過度に要求する行為

- ・教職員や学校に対して、必要以上に謝罪を求め続ける行為。

トラブルに対して、教職員に執拗に繰り返し謝罪を要求し、精神的負担を増大させる。

土下座の強要をする。 など

5. 脅迫行為

- ・学校や教職員に対して「マスコミに広める」「SNS で拡散する」などの言葉で脅す行為。

「マスコミや SNS で拡散されたくなければ、対応を改めろ」等、教職員に心理的圧迫を加える。 など

6. 誹謗中傷

- ・教職員や学校に対して、事実に基づかない批判や悪意のある発言を公然と行う行為。

実名を挙げて教職員を非難する投稿を SNS に掲載したり、事実誤認に基づく非難を周囲や他の保護者に広めたりする。 など

聖パウロ学園高等学校は、生徒のより良い教育環境を築くために保護者のみなさま、また本校に関係して下さるみなさまからのご相談とご意見を真摯にお受けし、適切に対応してまいります。ご不満や問題がある場合は、対話を通じて冷静にお話いただければ幸いです。

教職員一同、保護者のみなさまやご関係のみなさまとの協力を通して、最善の教育環境を提供するよう努めてまいります。今後ともみなさまのご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。